

一般貨物自動車運送事業に係る 標準的な運賃の告示について

令和 2 年 3 月 1 7 日
国土交通省自動車局貨物課

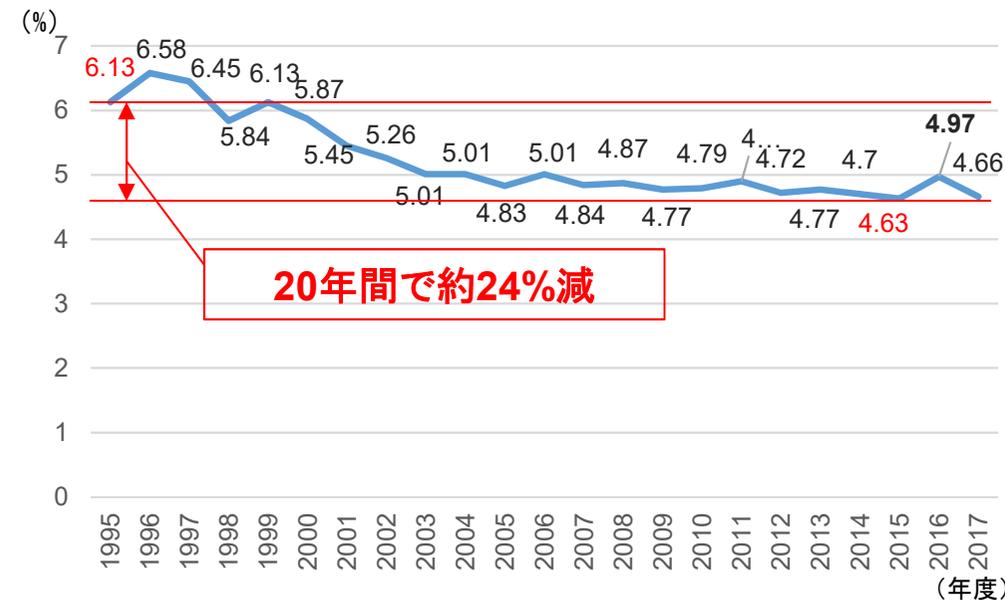
売上高に占める物流コスト比率について

売上高物流コスト比率の推移(全産業)

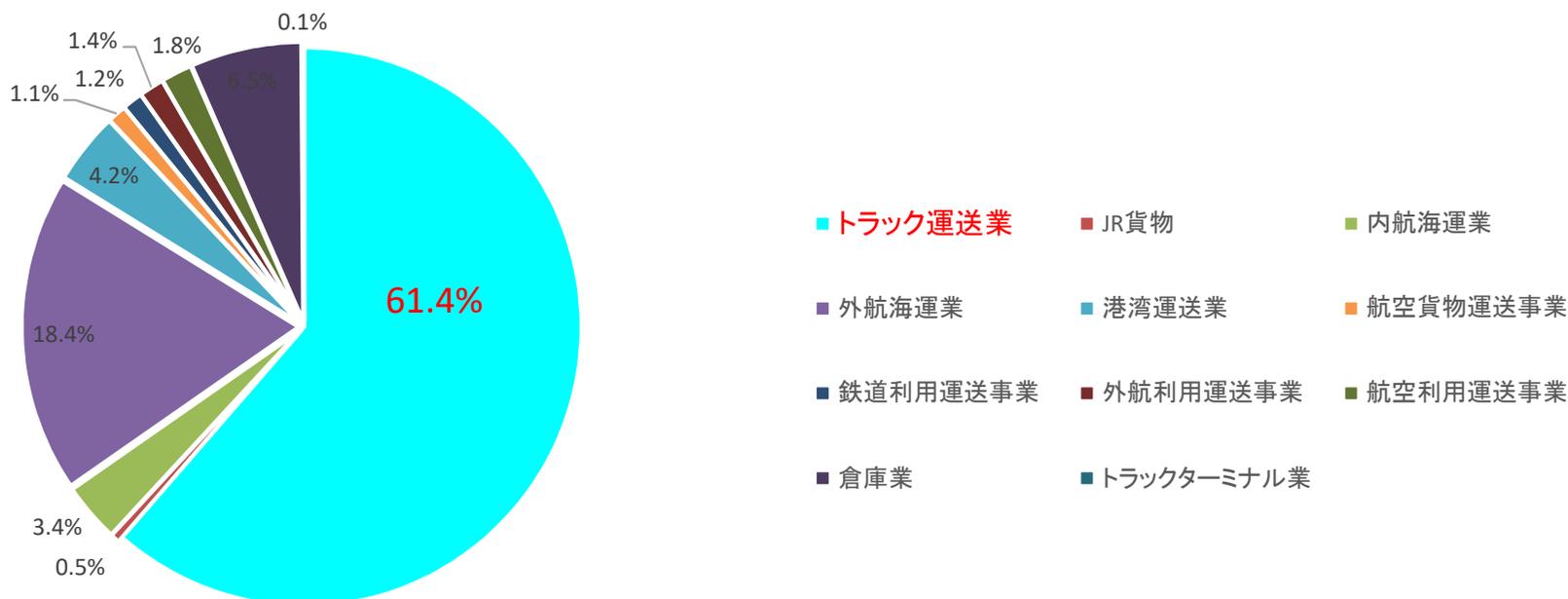
	平成7年度	平成27年度	平成29年度
売上高物流コスト比率(全業種)(※1)	6.13%	4.63% <0.76倍>	4.66%
名目国内総生産(GDP)(※2)	516.7兆円	532.1兆円 <1.03倍>	548.7兆円

※1 出典: JILS「2017年度物流コスト調査報告書」

※2 出典: 内閣府「国民経済計算(GDP統計)」



物流業態別営業収入比率(平成29年度)



出典: (一社)日本物流団体連合会「数字で見る物流(2019年度)」

自動車運送事業における時間外労働規制の見直し

- 平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、自動車の運転業務についても、改正法施行の5年後(令和6年4月1日)に、年960時間(=月平均80時間以内)の上限規制を適用することとなった。
- 自動車の運転業務のポイントは以下のとおり。
 - ①5年間の猶予期間の設定 ②段階的实施(年960時間以内の規制で適用開始。将来的には一般則の適用を目指す。)
 - ③長時間労働を是正するための環境整備を速やかに推進

	現行規制	見直しの内容「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」 (平成30年7月6日公布)
原則	≪労働基準法で法定≫ (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) <u>災害復旧その他避けることができない事由により臨時的の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法33条)	≪同左≫
↓ 36協定の 限度	≪厚生労働大臣告示：強制力なし≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) (2) ・ <u>自動車の運転業務は、(1)の適用を除外</u> ・別途、改善基準告示により、拘束時間等の上限を規定(貨物自動車運送事業法、道路運送法に基づく行政処分の対象)	≪労働基準法改正により法定：罰則付き≫ (1) ・原則、月45時間かつ年360時間 ・ <u>特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定</u> ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、 <u>一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定</u> a. 2～6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日労働を含む) b. 単月100時間未満(休日労働を含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 (2) 自動車の運転業務の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用(改善基準告示により指導、違反があれば処分) ・ 令和6年4月1日以降 年960時間 (月平均80時間) ・将来的には、一般則の適用を目指す

ポイント1

ポイント2

ポイント3

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に対する附帯決議(参議院)(抜粋)
 荷主の理解と協力を確保するための施策を強力に講ずるなど、取引環境の適正化や労働生産性の向上等の長時間労働是正に向けた環境整備に資する実効性ある具体的取組を速やかに推進すること。

<p>拘束時間 (始業から終業までの時間)</p>	<ul style="list-style-type: none">・1日 原則13時間以内 最大16時間以内(15時間超えは1週間2回以内)・1か月 293時間以内 <p>※荷待ち時間や荷役作業の時間も拘束時間に含まれる</p>
<p>休息期間 (勤務と次の勤務の間の自由な時間)</p>	<ul style="list-style-type: none">・継続8時間以上
<p>運転時間</p>	<ul style="list-style-type: none">・2日平均で、1日あたり9時間以内・2週間平均で、1週間あたり44時間以内
<p>連続運転時間</p>	<ul style="list-style-type: none">・4時間を超えないこと (30分以上の休憩等の確保(1回10分以上で分割可))

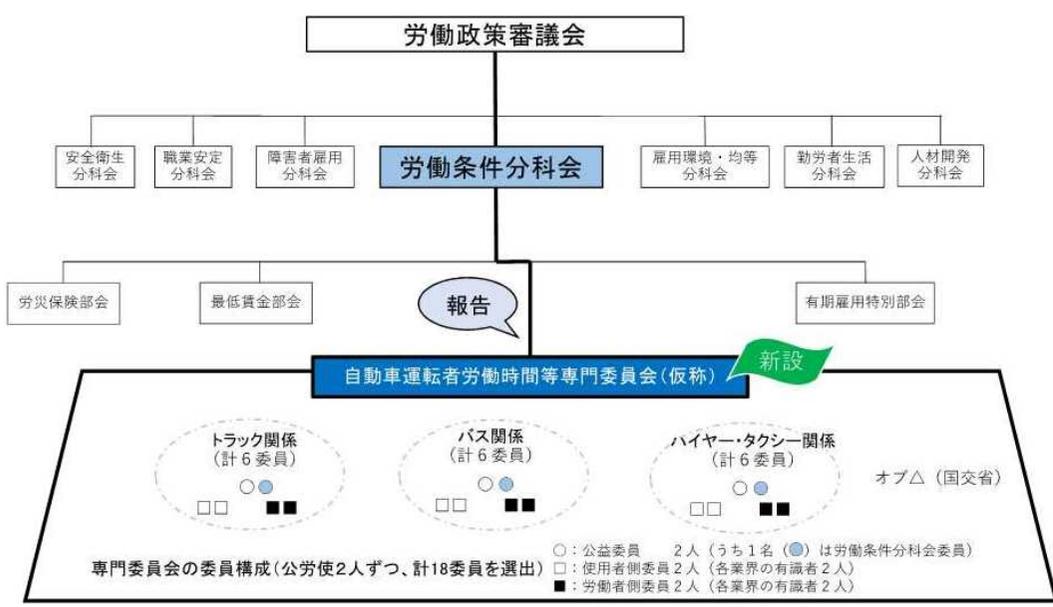
改善基準告示の見直しのための自動車運転者労働時間等専門委員会の設置

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）」について、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」の国会附帯決議事項に基づき、過労死防止等の観点から、労働条件の基本事項として労働条件分科会において審議。

専門委員会の設置

自動車運転者の多様な勤務実態や業務の特性等に応じ、産業・物流の状況も踏まえた検討を要するため、労働条件分科会の下に、新たに公労使の三者で構成される「自動車運転者労働時間等専門委員会（以下単に「専門委員会」という。）」を設置し検討を行う。

※令和元年11月25日の「第156回労働政策審議会労働条件分科会」にて決定。



専門委員会の今後の進め方

- 令和元年11月25日 専門委員会を設置
 - 令和元年12月19日 第1回専門委員会を開催
 - 令和2年4月～ 第2回専門委員会を開催
 - 令和3年1月～ 第3回専門委員会を開催
- (以降、数回開催)

参考：改善基準告示改正に関する全体スケジュール

- 令和3年12月 改善基準告示改正・公布
- 令和4年1月～ 周知・施行準備期間
- 令和6年3月
- 令和6年4月 施行

検討会の設置

トラック、バス、ハイヤー・タクシーの3分野について、それぞれ専門家による検討会を設置し、自動車運転者を使用する事業場に対する実態調査等、今後実現すべき具体的事項等について各分野で検討を行う。

※厚生労働省が作成した資料を国土交通省において加工して使用。